

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	職業能力開発促進法			法令番号	昭和44年法律第64号		
手続名	職業訓練指導員免許の取消			根拠条項	第29条		
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第28条第5項第一号又は第二号に該当するに至ったとき ・ 職業訓練指導員免許を取り消すべき 職業訓練指導員としてふさわしくない非行 があったとき <p>関連規則等 昭和44年10月1日訓発 第248号（別添1）第五の五</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	目次